



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年5月21日金曜日 第1559号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則.....	539
愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則.....	539

告 示

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	540
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	540
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	541
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	541
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	541
救急病院の協力申出.....	541
医療機関の指定.....	541
指定医療機関の名称の変更.....	542
指定医療機関の廃止.....	542
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	543
保安林の指定の解除.....	543
建設業者の許可の取消し.....	543

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	544
----------------------------	-----

雑 報

裁決手続開始の決定の公告（3件）.....	544
公示による通知.....	546

公営企業告示

落札者等の告示.....	546
--------------	-----

任 免 辞 令

公営企業任免辞令（2件）.....	546
-------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第36号

愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第16条の3中第26項を第27項とし、第17項から第25項までを1項ずつ繰り下げ、同条第16項中「許可基準は」の下に「、第11項第2号の規定の例によるほか」を加え、同項第2号中「であつて、野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないもの」を削り、同項

を同条第17項とし、同条中第11項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。
ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
- (2) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県立自然公園条例施行規則第16条の3の規定は、この規則施行の日以後にされる愛媛県立自然公園条例第14条第4項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第37号

愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県自然環境保全条例施行規則（昭和49年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第18条第3号イ中「国立又は」を削り、「の大学」の下に「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）」を加える。

第20条第3号イ中「国立又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人寿山会	越智郡波方町波方甲1006	グループホームパラディ	越智郡波方町樋口甲120-1	平成16年3月26日
有限会社大島ストアー	越智郡宮窪町宮窪2783番地2	有限会社大島ストアー	越智郡宮窪町宮窪2783番地2	平成16年3月31日
有限会社コミュニティーハウス	北条市北条588番地3	ヘルパーステーションのどか	伊予郡松前町大字北黒田字石山173番地1	平成16年3月29日
有限会社コミュニティーハウス	北条市北条588番地3	訪問看護ステーションのどか	伊予郡松前町大字北黒田字石山173番地1	平成16年3月29日
有限会社コミュニティーハウス	北条市北条588番地3	デイサービスセンターのどか	伊予郡松前町大字北黒田字石山173番地1	平成16年3月29日
社会福祉法人旭川荘	岡山県岡山市祇園地先	みなみ愛媛訪問看護ステーション	北宇和郡広見町大字永野市1607番地	平成16年4月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン愛南ケアセンター	南宇和郡御荘町平城437番地1	平成16年3月26日
四国医療サービス株式会社	高知県高知市南竹島町35番地	四国医療サービス株式会社福祉事業部新居浜営業所	新居浜市阿島1015番地59号	平成16年4月15日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	デイサービスわいわいクラブ	新居浜市高津町3番20号	平成16年3月26日
社会福祉法人北条福祉協会	北条市中村甲346番地	グループホームなぎさ	北条市辻字新開1170番地22	平成16年4月26日

○愛媛県告示第1122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社コミュニティーハウス	北条市北条588番地3	居宅介護支援事業所のどか	伊予郡松前町大字北黒田字石山173番地1	平成16年3月29日
社会福祉法人五十崎町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町平岡甲168番地	五十崎町在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	喜多郡五十崎町平岡甲168番地	平成16年4月23日
有限会社ワードアイ	今治市東村五丁目8番35号	おかげさん	今治市東村五丁目8番35号	平成16年4月14日
株式会社東雲精工	新居浜市東雲町二丁目6番65号	居宅介護支援事業所しののめ	新居浜市東雲町二丁目6番65号	平成16年4月30日

○愛媛県告示第1123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人日吉村社会福祉協議会	北宇和郡日吉村下鍵山299	社会福祉法人日吉村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	（変更後） 北宇和郡日吉村下鍵山500番地日吉村中央集会所内	平成16年1月1日
			（変更前） 北宇和郡日吉村下鍵山299	

○愛媛県告示第1124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社糸山タクシー	今治市高部甲154番地1	糸山ケアサービス	今治市高部甲154番地1	平成16年3月17日
近藤修一	新居浜市田の上1-18-21	近藤歯科医院	新居浜市田の上1-18-21	平成12年10月30日

○愛媛県告示第1125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
五十崎町	喜多郡五十崎町平岡168番地	五十崎町在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	喜多郡五十崎町平岡甲168番地	平成14年7月31日

○愛媛県告示第1126号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
渡辺病院	松山市高岡町178番地4	医療法人ミネルワ会	平成19年5月31日まで

より、次のとおり医療機関を指定した。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	指定年月日
2629	医療法人 沖縄徳洲会	医療法人 沖縄徳洲会 徳洲会病院	宇和島市住吉町二丁目6-24	平成16.3.29
2630	佐藤政晃	さとう内科クリニック	今治市新田町三丁目4-8	平成16.4.1
2631	樋口敏	樋口内科皆江診療所	西予市三瓶町皆江1856-28	平成16.4.1
2632	樋口敏	樋口内科下泊診療所	西予市三瓶町下泊2707	平成16.4.1
2633	樋口敏	樋口内科蔵貫診療所	西予市三瓶町蔵貫674-1	平成16.4.1

○愛媛県告示第1127号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に

2634	四国中央市長	四国中央市国民健康保険新宮診療所	四国中央市新宮町新宮50	平成16.4.23
2635	岡宮史武	岡宮眼科	北宇和郡広見町近永1489-1	平成16.4.23
2636	医療法人みどり歯科医院	みどり歯科医院	西条市飯岡字岸之上3760-1	平成16.4.23
2637	医療法人社団樹人會	北条病院	北条市中須賀288-5	平成16.4.23
2638	福住雅州	福住歯科クリニック	伊予市上吾川甲236-1	平成16.4.23
2639	西予市長	西予市国民健康保険二及診療所	西予市三瓶町二及2番耕地684-1	平成16.4.23
2640	西予市長	西予市国民健康保険周木診療所	西予市三瓶町周木1番耕地321-27	平成16.4.23
2641	西予市長	西予市国民健康保険土居診療所	西予市城川町土居578	平成16.4.23
2642	西予市長	西予市国民健康保険遊子川出張診療所	西予市城川町嘉喜尾4893-1	平成16.4.23
2643	西予市長	西予市国民健康保険遊子川出張診療所	西予市城川町遊子谷2443	平成16.4.23
2644	西予市長	西予市国民健康保険惣川診療所	西予市野村町惣川288	平成16.4.23
2645	西予市長	西予市国民健康保険坂石診療所	西予市野村町坂石2569-1	平成16.4.23
2646	西予市長	西予市立野村病院	西予市野村町野村9-53	平成16.4.23
2647	西予市長	西予市国民健康保険狩江診療所	西予市明浜町狩浜2番耕地1321-4	平成16.4.23
2648	西予市長	西予市国民健康保険高山診療所	西予市明浜町高山甲3656	平成16.4.23
2649	西予市長	西予市国民健康保険田之浜診療所	西予市明浜町田之浜甲1108-3	平成16.4.23
2650	西予市長	西予市国民健康保険依津診療所	西予市明浜町依津3番耕地228	平成16.4.23
2651	西予市長	西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町一丁目246-1	平成16.4.23
10615	株式会社トマト	トマト薬局伊予店	伊予市米湊791-2	平成16.3.8
10616	有限会社エクスプレス	かもめ調剤薬局	今治市大新田町三丁目4-7	平成16.4.1
10617	有限会社エイリッシュ	いけだ薬局	今治市北日吉町一丁目25-5	平成16.4.23
10618	有限会社きぼく調剤	ひかり薬局	北宇和郡広見町大字近永1502-1	平成16.4.23

○愛媛県告示第1128号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定医療機関が、名称を次のように変更した。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

指 定 番 号	新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変 更 日
2029	星加小児科内科ファミリークリニック	星加小児科診療所	西条市大町612-1	平成16.4.1
2048	愛媛県立三島病院	愛媛県立伊予三島病院	四国中央市中之庄町1684-2	平成16.4.1

○愛媛県告示第1129号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	廃 止 日
10293	株式会社トマト	トマト薬局伊予店	伊予市米湊255-3	平成16.1.31
184	宇和町長	町立宇和病院	東宇和郡宇和町大字卯之町一丁目246	平成16.3.31
190	明浜町長	明浜町国民健康保険依津診療所	東宇和郡明浜町大字依津3番耕地228	平成16.3.31
195	野村町長	野村町国民健康保険坂石診療所	東宇和郡野村町大字坂石2569-1	平成16.3.31
283	野村町長	野村町国民健康保険惣川診療所	東宇和郡野村町大字惣川288	平成16.3.31
291	宇和町長	宇和町国民健康保険下宇和直営診療所	東宇和郡宇和町大字明間1205	平成16.3.31
417	城川町長	城川町国民健康保険遊子川出張診療所	東宇和郡城川町大字遊子谷2443	平成16.3.31
620	明浜町長	明浜町国民健康保険田之浜診療所	東宇和郡明浜町大字田之浜甲1108-3	平成16.3.31
730	城川町長	城川町国民健康保険土居診療所	東宇和郡城川町大字土居578	平成16.3.31
841	明浜町長	明浜町国民健康保険高山診療所	東宇和郡明浜町大字高山甲3656	平成16.3.31
899	土井亮太	土井医院	新居浜市中秋町1-38	平成16.3.31
1243	新宮村長	新宮村国民健康保険診療所	宇摩郡新宮村大字新宮	平成16.3.31
1478	木下詔一	北条病院	北条市中須賀288-5	平成16.3.31
1571	三瓶町長	三瓶町国民健康保険周木診療所	西宇和郡三瓶町大字周木1番耕地321-27	平成16.3.31
1572	三瓶町長	三瓶町国民健康保険二及診療所	西宇和郡三瓶町大字二及2番耕地684-1	平成16.3.31
1612	城川町長	城川町国民健康保険杉之瀬出張診療所	東宇和郡城川町大字嘉喜尾4893-1	平成16.3.31
1717	明浜町長	明浜町国民健康保険狩江診療所	東宇和郡明浜町大字狩浜2番耕地1321-4	平成16.3.31
2167	野村町長	町立野村病院	東宇和郡野村町大字野村9-53	平成16.3.31
2586	松尾美登利	みどり歯科医院	西条市飯岡3760-1	平成16.3.31
10291	池田哲之	いけだ駅西薬局	今治市北日吉町一丁目25-5	平成16.3.31
2514	山本哲也	山本外科胃腸科クリニック	北条市北条512-7	平成16.4.1

○愛媛県告示第1130号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 年 月 出 日
ハトマート北条	北条市辻445番3他	駐車場の収容台数	230台	110台	平成16年 12月29日	平成16年 4月28日
		駐車場の自動車の出入口の数	4か所	3か所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1131号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所

温泉郡中島町大字神浦3599の3、3601の3

- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1132号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 13) 第13592号	平成13年 12月4日	フォンテ貿易(有)	松岡 邦男	松山市北斎院町636 - 2	平成16年 4月2日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第2516号	平成14年 2月14日	富士工務店	富士 真二	大洲市新谷甲840 - 1	平成16年 4月7日	建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第5901号	平成13年 1月17日	(有)サンエイ	井村 利恵	東予市石田272	平成16年 4月8日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 防水工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第13720号	平成14年 5月30日	(有)佐々木建設	佐々木正勝	温泉郡重信町大字横河原1318	平成16年 4月12日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 12) 第5979号	平成13年 3月6日	田中建設	田中 岩夫	喜多郡河辺村大字山鳥坂753 - 1	平成16年 4月13日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 14) 第11778号	平成14年 11月20日	堀部建設	堀部 雪雄	松山市土居田町488 - 1	平成16年 4月14日	建築工事業	建設業の廃止

(般・特 - 13)第905号	平成14年 1月12日	玉津建設(株)	清家 喜晴	北宇和郡吉田町大字法 花津7 - 425	平成16年 4月19日	土木工事業 管工事業 鋼構造物工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第6045号	平成13年 4月3日	笹川工作所	笹川 源一	宇和島市保手4 - 1 - 29	平成16年 4月19日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 12)第10991号	平成12年 9月29日	石山建設(有)	成田恵津子	上浮穴郡小田町大字本 川3038	平成16年 4月20日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第10539号	平成14年 6月7日	(株)アルハオス	忽那 祐三	松山市道後湯之町18 - 7	平成16年 4月21日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第13890号	平成14年 12月16日	佐伯組	佐伯 昭彦	松山市東雲町3 - 22	平成16年 4月23日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第981号	平成14年 6月11日	岡田組	岡田 善三	新居浜市港町7 - 8	平成16年 4月27日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第11295号	平成13年 9月25日	上田建設	上田 綿夫	松山市内浜町15 - 12	平成16年 4月27日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第12258号	平成13年 6月18日	日透電工	日高 博行	新居浜市新田町2 - 7 - 11	平成16年 4月28日	電気工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年5月11日	特定非営利活動法人 ドッグネットワーク	田 坂 博 志	愛媛県新居浜市多喜浜463番地 の6	この法人は、犬とのふれあいを通じ、すべての人に命の大切さやぬくもりを感じてもらうことによって、子どもたちの情操教育や、高齢者や障害者の心の支えになることを推進し、地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成16年5月11日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年5月21日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権利の表示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	収用しようとする土地の実測				
愛媛県松山市久谷町	乙476番		山林	山林	99	791.52	607.42			
							不明 ただし、土地登記簿名義人 亡 丸山 秋治郎こと富岡 秋次郎 法定相続人丸山 ヤチヨ外10名（別記の とおり） 又は			

愛媛県松山市久谷町2941番地
大西 隆雄

(別記)

法定相続分	氏 名	住 所
2分の1	丸 山 ヤチヨ	住所不明(ただし、最後の本籍 愛媛県松山市久谷町2614番地)
32分の1	成 松 五十嘉	愛媛県松山市吉藤三丁目 8 番15号
32分の1	新 崎 登	愛媛県松山市星岡町202番地
16分の1	中 矢 玉 子	愛媛県松山市由良町940番地の第 2
16分の1	青 井 カネ子	愛媛県松山市由良町158番地 1
16分の1	新 崎 好 光	愛媛県伊予郡砥部町北川毛556番地
16分の1	新 崎 一二三	愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神甲969番地
32分の1	新 崎 仁 志	愛媛県伊予郡砥部町高尾田1093番地11
32分の1	新 崎 英 二	奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目 5 番22 - 401号
16分の1	皆 川 露 子	愛媛県松山市北土居町465番地 4
16分の1	村 上 ヤス子	愛媛県松山市南江戸三丁目 7 番35号

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第 219 号)第45条の 2 の規定により、平成16年 5月11日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 5月21日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事(三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで)並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受付年月日 受付番号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m ²)	実 測 (m ²)	収用しようとする 土地の実測(m ²)				
愛媛県伊予 郡砥部町大 平	596番 2	宅地	山林	480.05	485.47	36.81	不明 ただし、土地登記簿表題部所有者天王社			

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第 219 号)第45条の 2 の規定により、平成16年 5月11日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成16年 5月21日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事（三坂道路・愛媛県上浮穴郡久万町大字東明神地内から同県松山市久谷町地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

Table with 4 main columns: 不動産(土地)の表示等, 土地所有者住所氏名, 所有権以外の権利の表示, 関係人住所氏名. Sub-headers include 所在, 地番, 地目, 面積, etc.

○公示による通知

住所不明（ただし、最後の本籍 愛媛県松山市久谷町2614番地） 丸山ヤチヨ 土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。 なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（

昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成16年6月7日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成16年5月21日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

平成16年5月12日付け16媛収第1号 - 3 審理の開催について（審理開催の通知）

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。

平成16年5月21日

愛媛県立中央病院長 藤 井 靖 久

Table with 7 columns: 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日.

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

4月30日

愛媛県技術吏員 伊 藤 宏 実 同 水 落 由 紀 子

願により本職を免ずる（各通）

○公営企業任免辞令

5月1日

徳 永 伸 子

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）1級を命ずる 技師を命ずる 県立今治病院勤務を命ずる

成 高 有 哉

愛媛県技術吏員に任命する 医療職（二）1級を命ずる 技師を命ずる 県立中央病院勤務を命ずる

（県立中央病院） （同） （同） （同）

渡 邊 美 杉 村 岡 知 恵 竹 内 奈 美 森 一 恵

(同)	笹 田 沙 希
(同)	馬 越 美 希
(同)	伊 藤 祐 子
(同)	和 氣 未 歩
(同)	岡 田 沙 織
(同)	瀧 口 さやか
(同)	松 本 理 沙
(同)	高 岡 小百合
(同)	鎌 田 渚
(同)	谷 田 志生里
(同)	平 塚 智 子
(同)	洲之内 乃 梨
(県立今治病院)	安 永 奈穂子
(同)	西 川 洋 子
(同)	西 村 愛
(同)	中 村 有 希
(同)	荻 原 紀 子
(同)	西 岡 かおり
(同)	森 本 裕 子
(県立三島病院)	秀 野 桜
(県立南宇和病院)	梶 川 摩 利
(県立新居浜病院)	梶 原 理 恵
(同)	山 本 祐 恵
(同)	日野林 優 弥
(同)	佐 伯 志 穂
(同)	越 智 裕 子

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(三)2級を命ずる

技師を命ずる

(頭書) 勤務を命ずる (各通)

